

令和4年度
第4回秋田地方最低賃金審議会
議事次第及び資料項目

令和4年8月23日（火）
秋田合同庁舎 第1会議室（5階）

次 第

1 開 会
2 議 題

- (1) 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて
- (2) 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について
- (3) その他

| 資 料 | 頁 |
|-----------------------------------|----|
| 1 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示（写） | 1 |
| 2 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示に係る異議申出について | |
| (1) 秋田県労働組合総連合からの異議申出（写） | 3 |
| (2) 秋田県春闘共闘懇談会からの異議申出（写） | 7 |
| (3) 秋田県医療労働組合連合会からの異議申出（写） | 11 |
| (4) 中通病院労働組合からの異議申出（写） | 13 |
| (5) 日本自治体労働組合連合秋田県本部からの異議申出（写） | 15 |
| (6) 秋田県公務公共一般労働組合からの異議申出（写） | 19 |
| (7) 秋田県高等学校教職員組合からの異議申出（写） | 23 |
| (8) 秋田県地域一般労働組合からの異議申出（写） | 25 |
| (9) 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部からの異議申出（写） | 29 |



秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示

秋田労働局一般公示第9号

令和4年8月5日秋田地方最低賃金審議会から秋田県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、秋田県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第12条の規定に基づき令和4年8月22日までに秋田労働局長あて（秋田市山王七丁目1番3号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和4年8月5日

秋田労働局長 川口秀人

記

秋田県最低賃金の改正決定に係る秋田地方最低賃金審議会の意見の要旨

秋田県最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 853円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年10月1日

2022年8月19日

秋田労働局長 川口 秀人 様

秋田県労働組合総連合
議長 越後屋 建一
〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21
電話 018-834-1808

2022年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額822円を31円引き上げて853円とする答申を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大と物価高騰が暮らしを直撃する厳しい情勢において、雇用情勢等を分析され、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安30円に1円をプラスするとの結論は極めて意義深い考えであると思います。また公益委員見解では、「中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう、これまで以上に周知・活用促進に取り組む」こと、「企業物価指数、消費者物価指数が上昇する中、物価高騰分を価格に転嫁できない中小企業・小規模事業者のための『価格転嫁円滑化パッケージ』などの支援施策が着実に実施される」ことを求められました。私たちは、最低賃金の水準引き上げ、地域格差の解消、中小企業・小規模事業者支援をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。目安に上積みすること、中小企業・小規模事業者への支援を求める答申となつたことについて敬意を表するものです。

しかしながら、時間額31円の引き上げでは単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も解消されません。しかも、全労連の調査では45都道府県（2県がまだ答申なし）で答申が出ており、秋田と同じDランク地方の多くが2円もしくは3円の上積みを実施しており、時間額853円は全国最低額となっています。「全国最低」、この現実は秋田で働く労働者にとって極めてつらい思いをさせてしまいます。

秋田県を県民にとって希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 答申された時間額853円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。



2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。

3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

理 由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。ひと月の労働時間を 173.8 時間で計算した場合、月額は 148,251 円(853 円×173.8 時間)、年額で 1,779,017 円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法 1 条)」とは言えないのではないかでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

特に今年度は、電気代、灯油・ガソリンなどの燃料代、食品・日用雑貨、生活必需品などの物価が高騰しており、物価上昇分を確実に上乗せしなくては、現在の生計を維持することすらできないのが実情です。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。ドイツでは 10 月から 12 ユーロ(約 1,576 円)イギリスでは 4 月から 9.5 ポンド(約 1,473 円)、フランスでは 5 月から 10.85 ユーロ(約 1,425 円)など(※いずれも 21 年平均為替レート)となっています。中央最低賃金審議会の目安通り決着すれば、過重平均は 961 円になるとのことですが、そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法 25 条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

(2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

中央最低賃金審議会の目安が A・B と C・D で 1 円の格差をつけており、再び地域間格差を拡大する内容となりました。そもそも、A・B ランクの地方と C・D ランクの地方の引き上げ額に 1 円の格差をつけなくてはならないというエビデンスが存在するのでしょうか。大きな疑問を感じますし、納得できません。全都道府県の金額が確定したわけではありませんが、D ランクをはじめ C ランク、B ランクでも目安に上積みする答申が出されています。「格差拡大を認めることはできない」というのが、考え方の基本となっていると理解できます。

秋田地方最低賃金審議会は目安に 1 円プラスし、格差を拡大させない考え方を示さ

れました。しかし、このままでは、東京は1,072円、秋田は853円、依然219円の格差となります。働く地域が違うだけで、最低賃金において時間額219円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。抜本的な格差解消が求められると思います。加えて、45都道府県で（8月10日時点・2県がまだ答申なし）答申が出ていますが、秋田と同じDランク地方の多くが2円もしくは3円の上積みを実施しており、時間額853円は全国最低額となっています。1円の上積みにとどまらず、ほかの地方同様の上積みが求められます。

なお、中央最低賃金審議会の目安通り決着した場合、全国加重平均は961円と伝えられていますが、現状では7都府県しかその金額を上回っていません。大都市圏の金額を高くし、加重平均を引き上げても、一部の地方の労働者にしか適用されません。こうした問題点を審議会としても、労働局としても問題意識をもって、中央最低賃金審議会や政府に意見を発するべきと考えます。

（3）生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合（全労連）の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、月173.8時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

（4）公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買いたたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

公益委員見解では中小企業・小規模事業者への支援強化が述べられています。

ぜひとも、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めていただきたいと思います。

(5) おわりに

秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果68%の議会で採択いただきました。秋田県知事は政府に対し、最低賃金制度の改善とりわけABCDランクに区別しているランク制の見直し、地域間格差の是正、中小企業支援の拡充を重点要望として提出されました。この夏の参議院議員選挙において多くの政党・候補者が、「時間額1500円の実現」をはじめ、最賃制度の改善を公約にかかげられました。最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。加えて、諸物価高騰によって、労働者の生活は苦しさを増しています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向かいながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、女性労働者が多いのが特徴です。この方々の多くは、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。最低賃金が全国最低であること、不合理な賃金格差があることは、「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

2022年8月19日

秋田労働局長 川口 秀人 様

秋田県春闌共闘懇談会

代表委員 三浦 耐子

〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21

電話 018-834-1808

2022年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額822円を31円引き上げて853円とする答申を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大と物価高騰が暮らしを直撃する厳しい情勢において、雇用情勢等を分析され、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安30円に1円をプラスするとの結論は極めて意義深い考えであると思います。また公益委員見解では、「中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう、これまで以上に周知・活用促進に取り組むこと、「企業物価指数、消費者物価指数が上昇する中、物価高騰分を価格に転嫁できない中小企業・小規模事業者のための『価格転嫁円滑化パッケージ』などの支援施策が着実に実施される」ことを求められました。私たちは、最低賃金の水準引き上げ、地域格差の解消、中小企業・小規模事業者支援をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。目安に上積みすること、中小企業・小規模事業者への支援を求める答申となつたことについて敬意を表するものです。

しかしながら、時間額31円の引き上げでは単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も解消されません。しかも、全労連の調査では45都道府県（2県がまだ答申なし）で答申が出ており、秋田と同じDランク地方の多くが2円もしくは3円の上積みを実施しており、時間額853円は全国最低額となっています。「全国最低」、この現実は秋田で働く労働者にとって極めてつらい思いをさせてしまいます。

秋田県を県民にとって希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

記

- 答申された時間額853円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。



2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。

3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

理 由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。ひと月の労働時間を 173.8 時間で計算した場合、月額は 148,251 円(853 円×173.8 時間)、年額で 1,779,017 円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法 1 条)」とは言えないのではないかでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

特に今年度は、電気代、灯油・ガソリンなどの燃料代、食品・日用雑貨、生活必需品などの物価が高騰しており、物価上昇分を確実に上乗せしなくては、現在の生計を維持することすらできないのが実情です。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。ドイツでは 10 月から 12 ユーロ(約 1,576 円)イギリスでは 4 月から 9.5 ポンド(約 1,473 円)、フランスでは 5 月から 10.85 ユーロ(約 1,425 円)など(※いずれも 21 年平均為替レート)となっています。中央最低賃金審議会の目安通り決着すれば、過重平均は 961 円になるとのことですが、そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法 25 条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

(2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

中央最低賃金審議会の目安が A・B と C・D で 1 円の格差をつけており、再び地域間格差を拡大する内容となりました。そもそも、A・B ランクの地方と C・D ランクの地方の引き上げ額に 1 円の格差をつけなくてはならないというエビデンスが存在するのでしょうか。大きな疑問を感じますし、納得できません。全都道府県の金額が確定したわけではありませんが、D ランクをはじめ C ランク、B ランクでも目安に上積みする答申が出されています。「格差拡大を認めるることはできない」というのが、考え方の基本となっていると理解できます。

秋田地方最低賃金審議会は目安に 1 円プラスし、格差を拡大させない考え方を示さ

れました。しかし、このままでは、東京は1,072円、秋田は853円、依然219円の格差となります。働く地域が違うだけで、最低賃金において時間額219円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。抜本的な格差解消が求められると思います。加えて、45都道府県で（8月10日時点・2県がまだ答申なし）答申が出ていますが、秋田と同じDランク地方の多くが2円もしくは3円の上積みを実施しており、時間額853円は全国最低額となっています。1円の上積みにとどまらず、ほかの地方同様の上積みが求められます。

なお、中央最低賃金審議会の目安通り決着した場合、全国加重平均は961円と伝えられていますが、現状では7都府県しかその金額を上回っていません。大都市圏の金額を高くし、加重平均を引き上げても、一部の地方の労働者にしか適用されません。こうした問題点を審議会としても、労働局としても問題意識をもって、中央最低賃金審議会や政府に意見を発するべきと考えます。

（3）生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合（全労連）の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、月173.8時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

（4）公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買いたたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

公益委員見解では中小企業・小規模事業者への支援強化が述べられています。

ぜひとも、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めさせていただきたいと思います。

(5) おわりに

秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果68%の議会で採択いただきました。秋田県知事は政府に対し、最低賃金制度の改善とりわけABCDランクに区別しているランク制の見直し、地域間格差の是正、中小企業支援の拡充を重点要望として提出されました。この夏の参議院議員選挙において多くの政党・候補者が、「時間額1500円の実現」をはじめ、最賃制度の改善を公約にかかげられました。最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。加えて、諸物価高騰によって、労働者の生活は苦しさを増しています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、女性労働者が多いのが特徴です。この方々の多くは、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。最低賃金が全国最低であること、不合理な賃金格差があることは、「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

2022年 8月 19日

秋田労働局長
川口 秀人 様

秋田県医療労

執行委員長

〒010-0001

秋田市中通 6

電話番号 018-835-6353

2022年度秋田県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月5日、秋田地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を31円引き上げ、853円と改正する旨、答申されました。目安に上積みすることに消極的な地方もあるなか、こうした答申がなされたことについて敬意を表するものです。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりませんでした。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。については、今年度の秋田県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は219円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。



以上

秋田労働局長 川口 秀人様



2022年8月19日

中通病院労働組合

執行委員長 高村

〒010-0001 秋田市中通6丁目1番

電話 018-833-7937 FAX 018-832-6263

2022年度秋田地方最低賃金に対する異議申し出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額822円を31円引き上げて853円とする答申を行いました。私たちは、この答申に対し最低賃金法第12条、第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

今回の答申額は、最低賃金を時給に一本化した2002年度以降、引き上げ幅、時給額とも過去最大となりました。昨年の金額を1円上回り中央最低賃金審議会目安30円を1円上回る金額です。コロナ禍が続いている状況と物価高騰の中、秋田地方最低賃金審議会はじめ関係各位のご尽力に敬意を表するものです。

現在(8月18日時点)の全国の答申状況を見てみると、45県(山梨、岩手未答申)中、目安額31円のAランクでは全ての県が目安通り、Bランクでは10県中2県が目安に+1円他は目安通り、目安額30円のCランクでは14県中4県が目安に+1円他は目安通り、Dランクでは15県中、目安に+3円が4県、+2円が8県、+1円が2県、目安通りが1県となっており、中央審議会の格差をつけた目安に対してのDランク各県審議会の怒りと奮闘ぶりがうかがえる結果となっています。特に昨年度最賃が全国最下位となっていた、高知、沖縄をはじめ、島根、鳥取等が目安に+3円と地域間格差是正のため、かつてない引き上げ金額を答申しています。この結果、現在秋田県の答申額は残念ながら全国最下位グループとなってしまいました。秋田県の2008年からの最賃の推移を見れば、下位グループには位置付けられていきましたがこの間最下位になった事はなく2019年に最下位となり2020年と2年連続最下位となってしまいましたが、2021年に審議会の奮闘により最下位を脱出していました。しかし、現在の答申額で決定すればまた最下位となってしまいます。このままで、秋田県の若者に展望・未来のない状況が続き県外への流出に歯止めがかからない事になります。

2021年度人口動態統計から、秋田県は残念ながら「出生率27年連続全国最下位」「婚姻率22年連続全国最下位」という結果からも少子化が年々深刻化している現状があらためて浮き彫りになっています。秋田県は、『深刻な少子化の流れを変えるためには、若者の県内定着、結婚しやすい環境

づくり、子育て支援の充実など、総合的な少子化対策を推進するとともに、「少子化問題」はあらゆる世代・暮らしに影響するものである。』と少子化問題に取り組んでいます。これらの問題を解決していくためにも、最低賃金の改正が大きな影響を及ぼす事は間違いないと私たちは考えます。

また、秋田労働局は今回の改定により「2万6千人以上の賃金が上がる見込み」と述べています。賃金が改善される事は良い事ですが、秋田県内では最賃ギリギリの賃金で働いている労働者が多いという実態がわかります。

以上から、秋田県の将来を考え、諸問題を解決していくためには、最低賃金を答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の秋田地方最低賃金の改正決定について、下記に示した内容で再審議頂き、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを強く要望いたします。

記

1. 答申された時間額を31円引上げ、853円とすることについては不服です。
2. 全国最低からの脱却、賃金格差の解消、全国一律最低賃金等を展望し、当地域の最低賃金を生計費維持にふさわしい額に引き上げるとともに、さらなる地域間格差を是正して下さい。
3. コロナ禍と物価高騰の中、最賃引き上げにあたっては、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援対策をさらに強化・充実させることを強く要望して下さい。

以上

2022年8月19日

秋田労働局長 川口 秀人 様

日本自治体労働組合連合秋田県本部

中央執行委員長 笹代 孝徳

〒013-0022 横手市四日町4-30

電話 0182-33-3895 FAX 0182-33-6870



2022年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額822円を31円引き上げて853円とする答申を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大と物価高騰が暮らしを直撃する厳しい情勢において、雇用情勢等を分析され、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安30円に1円をプラスするとの結論は極めて意義深い考えであると思います。また公益委員見解では、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう政府に求められました。私たちは、最低賃金の水準引き上げ、地域格差の解消、中小企業・小規模事業者支援をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。目安に上積みすることに消極的な地方もあるなか、こうした答申がなされたことについて敬意を表するものです。

しかしながら、時間額31円の引き上げでは単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も解消されません。

秋田県を県民にとって希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 答申された時間額853円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。

2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。

3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所

への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

理 由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。ひと月の労働時間を 173.8 時間で計算した場合、月額は 148,251 円(853 円×173.8 時間)、年額で 1,779,017 円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法 1 条)」とは言えないのではないかでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

特に今年度は、電気代、灯油・ガソリンなどの燃料代、食品・日用雑貨などの物価が高騰しており、物価上昇分を確実に上乗せしなくては、現在の生計を維持することすらできないのが実情です。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。ドイツでは 10 月から 12 ユーロ(約 1,576 円)イギリスでは 4 月から 9.5 ポンド(約 1,473 円)、フランスでは 5 月から 10.85 ユーロ(約 1,425 円)など(※いずれも 21 年平均為替レート)となっています。中央最低賃金審議会の目安通り決着すれば、過重平均は 961 円になるとのことですが、そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法 25 条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

(2) 賃金格差をさらに縮めることができます

中央最低賃金審議会の目安が A・B と C・D で 1 円の格差をつけており、再び地域間格差を拡大する内容となりました。そもそも、A・B ランクの地方と C・D ランクの地方の引き上げ額に 1 円の格差をつけなくてはならないというエビデンスが存在するのでしょうか。大きな疑問を感じますし、納得できません。全都道府県の金額が確定したわけではありませんが、格差を拡大することは認められません。

秋田地方最低賃金審議会は目安に 1 円プラスし、格差を拡大させませんでした。この考え方を示されたことに敬意を表します。しかし、このままでは、東京は 1,072 円、秋田は 853 円、依然 219 円の格差となります。働く地域が違うだけで、最低賃金において時間額 219 円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。抜本的な格差解消が求められると思います。

(3) 生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合(全労連)の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、

首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22~24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、月173.8時間で換算すると時給1300~1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

(4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買いたたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

公益委員見解では中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう求めていました。ぜひとも、審議会として中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めていただきたいと思います。

(5) おわりに

秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果68%の議会で採択いただきました。秋田県知事は政府に対し、最低賃金制度の改善とりわけABCDランクに区別しているランク制の見直し、地域間格差の是正、中小企業支援の拡充を重点要望として提出されました。この夏の参議院議員選挙において多くの政党・候補者が、「時間額1500円の実現」をはじめ、最賃制度の改善を公約にかけられました。最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。加えて、諸物価高騰によって、労働者の生活は苦しさを増しています。「貧困と格差のは是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、女性労働者が多いのが特徴です。この方々の多くは、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。不合理な賃金格差は「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

2022年8月19日

秋田労働局長 川口 秀人 様

秋田県公務公共一般労働組合

執行委員長 笹代 孝徳

〒013-0022 横手市四日町4-30

電話 0182-33-6906 FAX 0182-33-6870



2022年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額822円を31円引き上げて853円とする答申を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大と物価高騰が暮らしを直撃する厳しい情勢において、雇用情勢等を分析され、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安30円に1円をプラスするとの結論は極めて意義深い考えであると思います。また公益委員見解では、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう政府に求められました。私たちは、最低賃金の水準引き上げ、地域格差の解消、中小企業・小規模事業者支援をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。目安に上積みすることに消極的な地方もあるなか、こうした答申がなされたことについて敬意を表するものです。

しかしながら、時間額31円の引き上げでは単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も解消されません。

秋田県を県民にとって希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 答申された時間額853円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所

への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

理 由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。ひと月の労働時間を 173.8 時間で計算した場合、月額は 148,251 円(853 円×173.8 時間)、年額で 1,779,017 円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法 1 条)」とは言えないのではないかでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

特に今年度は、電気代、灯油・ガソリンなどの燃料代、食品・日用雑貨などの物価が高騰しており、物価上昇分を確実に上乗せしなくては、現在の生計を維持することすらできないのが実情です。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。ドイツでは 10 月から 12 ユーロ(約 1,576 円)イギリスでは 4 月から 9.5 ポンド(約 1,473 円)、フランスでは 5 月から 10.85 ユーロ(約 1,425 円)など(※いずれも 21 年平均為替レート)となっています。中央最低賃金審議会の目安通り決着すれば、過重平均は 961 円になるとのことですが、そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法 25 条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

(2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

中央最低賃金審議会の目安が A・B と C・D で 1 円の格差をつけており、再び地域間格差を拡大する内容となりました。そもそも、A・B ランクの地方と C・D ランクの地方の引き上げ額に 1 円の格差をつけなくてはならないというエビデンスが存在するのでしょうか。大きな疑問を感じますし、納得できません。全都道府県の金額が確定したわけではありませんが、格差を拡大することは認められません。

秋田地方最低賃金審議会は目安に 1 円プラスし、格差を拡大させませんでした。この考え方を示されたことに敬意を表します。しかし、このままでは、東京は 1,072 円、秋田は 853 円、依然 219 円の格差となります。働く地域が違うだけで、最低賃金において時間額 219 円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。抜本的な格差解消が求められると思います。

(3) 生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合(全労連)の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、

首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22~24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差などの差は存在しませんでした。また、月173.8時間で換算すると時給1300~1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

(4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買いたたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

公益委員見解では中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう求めています。ぜひとも、審議会として中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めていただきたいと思います。

(5) おわりに

秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果68%の議会で採択いただきました。秋田県知事は政府に対し、最低賃金制度の改善とりわけABCDランクに区別しているランク制の見直し、地域間格差の是正、中小企業支援の拡充を重点要望として提出されました。この夏の参議院議員選挙において多くの政党・候補者が、「時間額1500円の実現」をはじめ、最賃制度の改善を公約にかかげられました。最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。加えて、諸物価高騰によって、労働者の生活は苦しさを増しています。「貧困と格差のは是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向かいながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、女性労働者が多いのが特徴です。この方々の多くは、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。不合理な賃金格差は「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

秋高組発 第27号
2022年8月18日

秋田労働局長
川口 秀人 様

秋田県高等学校教職員組合 執行委員長 大塚 久司
〒010-0951 秋田市山王4丁目4-14 秋田県教育会館3階
電話 018-824-1667

2022年度秋田地方最低賃金に対する異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額822円を31円引き上げて853円とする答申をおこないました。新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢のなか、審議会において真摯に検討を重ねられ、目安30円に1円をプラスするとの結論となったことは極めて意義深い内容でした。こうした答申が出されたことに心より敬意を表します。

高校現場では昨年度卒業生の県内就職内定者数が高水準となり、高校生の県内就職への期待の高さが伺えます。しかし、これは新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるとの見方も多く、今後もこの状況を継続していくためにはさらなる施策が必要です。そのために高卒求人のみならず、進学のため秋田県を離れた学生にとっても「秋田県で働きたい」との意識を持たせる一端として、現在の初任給賃金水準をさらに高めていくことは重要な課題です。その意味でも、今答申でありました公益委員見解において「中小企業・小規模事業者支援」が取り上げられたことは、若年層にとっても大いに期待を持たせるものです。

しかしながら新型コロナウイルスや物価高騰の中、多くの労働者が自立した生活をするうえでさらなる賃金水準の向上は必要不可欠です。秋田県を県民にとって希望ある地域にするため、企業への支援策を講じながら賃金の引き上げを促し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。こうしたことから下記の異議申出をおこないます。

記

- 1 答申された時間額853円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
- 2 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
- 3 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して、有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。



以上

2022年8月19日

秋田労働局長 川口 秀人 様

秋田県地域一般労働組合
執行委員長 小笠原 猛
〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21
電話 018-834-1808

2022年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額822円を31円引き上げて853円とする答申を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大と物価高騰が暮らしを直撃する厳しい情勢において、雇用情勢等を分析され、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安30円に1円をプラスするとの結論は極めて意義深い考えであると思います。また公益委員見解では、「中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう、これまで以上に周知・活用促進に取り組む」こと、「企業物価指数、消費者物価指数が上昇する中、物価高騰分を価格に転嫁できない中小企業・小規模事業者のための『価格転嫁円滑化パッケージ』などの支援施策が着実に実施される」ことを求められました。私たちは、最低賃金の水準引き上げ、地域格差の解消、中小企業・小規模事業者支援をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。目安に上積みすること、中小企業・小規模事業者への支援を求める答申となつたことについて敬意を表するものです。

しかしながら、時間額31円の引き上げでは単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も解消されません。しかも、全労連の調査では45都道府県（2県がまだ答申なし）で答申が出ており、秋田と同じDランク地方の多くが2円もしくは3円の上積みを実施しており、時間額853円は全国最低額となっています。「全国最低」、この現実は秋田で働く労働者にとって極めてつらい思いをさせてしまいます。

秋田県を県民にとって希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

記

- 答申された時間額853円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。



2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。

3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

理 由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。ひと月の労働時間を 173.8 時間で計算した場合、月額は 148,251 円(853 円×173.8 時間)、年額で 1,779,017 円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法 1 条)」とは言えないのではないでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

特に今年度は、電気代、灯油・ガソリンなどの燃料代、食品・日用雑貨、生活必需品などの物価が高騰しており、物価上昇分を確実に上乗せしなくては、現在の生計を維持することすらできないのが実情です。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。ドイツでは 10 月から 12 ユーロ(約 1,576 円)イギリスでは 4 月から 9.5 ポンド(約 1,473 円)、フランスでは 5 月から 10.85 ユーロ(約 1,425 円)など(※いずれも 21 年平均為替レート)となっています。中央最低賃金審議会の目安通り決着すれば、過重平均は 961 円になることですが、そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法 25 条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

(2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

中央最低賃金審議会の目安が A・B と C・D で 1 円の格差をつけており、再び地域間格差を拡大する内容となりました。そもそも、A・B ランクの地方と C・D ランクの地方の引き上げ額に 1 円の格差をつけなくてはならないというエビデンスが存在するのでしょうか。大きな疑問を感じますし、納得できません。全都道府県の金額が確定したわけではありませんが、D ランクをはじめ C ランク、B ランクでも目安に上積みする答申が出されています。「格差拡大を認めることはできない」というのが、考え方の基本となっていると理解できます。

秋田地方最低賃金審議会は目安に 1 円プラスし、格差を拡大させない考え方を示さ

れました。しかし、このままでは、東京は1,072円、秋田は853円、依然219円の格差となります。働く地域が違うだけで、最低賃金において時間額219円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。抜本的な格差解消が求められると思います。加えて、45都道府県で（8月10日時点・2県がまだ答申なし）答申が出ていますが、秋田と同じDランク地方の多くが2円もしくは3円の上積みを実施しており、時間額853円は全国最低額となっています。1円の上積みにとどまらず、ほかの地方同様の上積みが求められます。

なお、中央最低賃金審議会の目安通り決着した場合、全国加重平均は961円と伝えられていますが、現状では7都府県しかその金額を上回っていません。大都市圏の金額を高くし、加重平均を引き上げても、一部の地方の労働者にしか適用されません。こうした問題点を審議会としても、労働局としても問題意識をもって、中央最低賃金審議会や政府に意見を発するべきと考えます。

（3）生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合（全労連）の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、月173.8時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

（4）公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買いたたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

公益委員見解では中小企業・小規模事業者への支援強化が述べられています。

ぜひとも、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めていただきたいと思います。

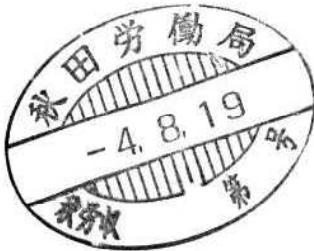
(5) おわりに

秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果68%の議会で採択いただきました。秋田県知事は政府に対し、最低賃金制度の改善とりわけABCDランクに区別しているランク制の見直し、地域間格差の是正、中小企業支援の拡充を重点要望として提出されました。この夏の参議院議員選挙において多くの政党・候補者が、「時間額1500円の実現」をはじめ、最賃制度の改善を公約にかかげられました。最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。加えて、諸物価高騰によって、労働者の生活は苦しさを増しています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向かいながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、女性労働者が多いのが特徴です。この方々の多くは、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。最低賃金が全国最低であること、不合理な賃金格差があることは、「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

秋田労働局長
川口秀人 殿



2022年8月19日

〒010-0976 秋田市八橋南
TEL018-823-7748 Fax018-823
全日本建設交運一般労働組合秋田
執行委員長 高

秋田県最低賃金の改正決定に対する異議の申出書

2022年8月5日に秋田地方最低賃金審議会が貴職に答申した「秋田県最低賃金の改正決定」について、次の通り異議の申出をおこないます。

記

【異議の内容】

1. 秋田県で事業を営む使用者に使用される労働者に係る最低賃金額を31円引き上げて、1時間853円とすることについては不服です。
2. 中央最低賃金審議会の目安に1円上乗せして、31円引き上げる答申については昨年につづき大きな前進と考えられますが、依然として最高額の東京都とは219円の開きがあり、県内の低所得者層の生活向上、都道府県ごとの地域間格差の解消という課題から考えると不十分な内容と言わざるを得ません。

秋田県と東京都や宮城県など大都市部を有する地域との格差を縮め、全国一律の最低賃金制を展望するために、秋田県の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。

【異議の理由】

同じ仕事をしているのに、生活する都道府県の違いで法定の最低賃金額が違うことに多くの県民は疑問を感じ、納得していません。

秋田地方最低賃金審議会の改正決定（答申）では、東京都の1,072円とは差が縮まらず、依然として219円の開きがあります。また宮城県の883円とは1円縮まりはしたもの、まだ30円の開きがあります。これでは大都市部を有する都道府県と秋田県の格差は解消しません。このまま最低賃金額の都道府県ごとの格差が縮まらず平行線をたどれば、秋田県から大都市部への人口流出がさらに深刻化し、秋田県経済がますます疲弊することは必至です。したがって最低賃金のさらなる大幅な引き上げ、地域間格差の解消は急務であると考えます。

都道府県ごとに最低賃金額を義務づける現行制度は、前述のように格差を助長しています。日本以外の先進国ほとんどが全国一律の最低賃金制度を持つなかで、日本のように都道府県ごとに地域別最低賃金が設定されるのはきわめて異常であります。

【付記】

都道府県ごとの格差を縮め秋田県の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げることは、県民の強い願いです。その実現のためにも、政府に対して有効な中小零細企業への支援策をさらに強化・充実するよう強く求めてください。